

環境保全型農業直接支払交付金最終評価（概要）

I 施策の評価の考え方

- 環境保全型農業直接支払交付金の施策の評価については、実施要綱に基づき、第三者委員会を設置し、「施策の点検」及び「効果の評価」を実施。
- このうち「施策の点検」については、取組の実施状況、今後の実施意向等の点検を行うこととし、「効果の評価」については、地球温暖化防止及び生物多様性保全の2つの効果について測定・評価。

II 施策の点検

1) 取組の実施状況

- 平成30年度現在、約7万9千haで取組が実施。
- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となった平成27年度と比較して、実施面積は7%増加。

平成27年度と平成30年度の実施面積（取組別）の比較

単位：ha

	平成27年度		平成30年度		比較	
		割合 (%)		割合 (%)	対差	対比 (%)
カバークロープ	13,150	18	18,833	24	5,683	43
堆肥の施用	16,608	22	18,316	23	1,708	10
有機農業	13,281	18	13,471	17	190	1
地域特認取組	31,141	42	28,845	36	△ 2,296	△ 7
合計	74,180	100	79,465	100	5,285	7

2) 今後の実施意向

- 交付金に取り組む農業者の今後の意向は、「現状維持で続けたい」(50%)、「拡大したい」(47%)。

3) 農業者団体を支援対象としたことによる農業者の評価

- 農業者団体を支援対象としたことによる何らかのプラス効果を約8割の農業者が実感。
- その内容は「農業者同士で意見交換やほ場視察ができ、技術向上につながった」「交付金の取組を行っていなかった農業者の新たな参加につながった」等。

Ⅲ 効果の評価

1) 地球温暖化防止効果

- 地球温暖化防止効果が見込まれる有機農業、カバークロープ等の取組について農研機構が開発した「土壌のCO₂吸収「見える化」サイト」等を用いて効果を評価。
- 上記において温室効果ガスの削減が確認されたもの（化学肥料5割減による温室効果ガス削減量を超えるもの）を「効果が高い」と評価。
- この結果「緩効性肥料の利用」（滋賀県、京都府、大分県）など4取組を「効果が低い」と評価。

2) 生物多様性保全効果

- 生物多様性保全効果が見込まれる有機農業、冬期湛水管理、IPMの取組等について農林水産省の委託プロジェクト研究により開発された「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」等を用いて効果を評価。
- 当該マニュアルにより調査ランク判定がS又はAの評価の場合等を「効果が高い」と評価。
- この結果「IPMと組み合わせた交信攪乱剤による主要害虫防除」（山形県）など6取組を「効果が低い」と評価。

3) 取組実績がない(効果測定調査を行っていない)地域特認取組の評価

- 平成30年度時点において、地域特認取組として44都道府県で168取組が設定されていたが、29年度又は30年度に取組実態が無い事等から効果測定調査を行っていない54取組についても「効果が低い」と評価。

地域特認取組(平成30年度:168取組)の効果測定結果

「効果が低い」と判定された取組	64
効果測定調査を実施し「効果が低い」と判定された地域特認取組	10
取組実績がなく、効果測定調査を実施していないため「効果が低い」と判定された地域特認取組	54